

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
募集広報用看板の補修		福島地本一 Z 3 0 0 2 1 B	
		作 成	令和 2 年 1 2 月 1 1 日
		変 更	令和 6 年 8 月 2 2 日
		作成部隊等名	自衛隊福島地方協力本部募集課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊福島地方協力本部が保有する、募集広報用看板の補修役務について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備等一般共通仕様書

b) 廃棄物の処理及び清掃に関する法令（昭和45年法律第137号）

2 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、業者の規定する仕様書及び社内規定並びに商慣習による。

3 看板等の補修に関する要求

3.1 全般要求

自衛隊福島地方協力本部が管理する募集広報用看板の土台を変更することなく、別のデザインに更新し、支柱等の金具の新調及び錆取り後、錆止めを含む塗装（白）を実施する。

3.2 補修看板及び実施場所

補修する看板及び実施場所は、調達要求指定書による。

3.3 補修作業内容

- a) 補修に際し、必要な機材・資材の全て、電源等は契約の相手方が準備するものとする。
- b) 作業中は必要に応じて保安灯及び柵などの危険防止のための措置を行い、公道においては通行車両等の妨げにならないように安全管理を徹底するものとする。
- c) 補修に際し、道路使用許可が必要になる場合には、契約の相手方が許可申請を行うものとする。
- d) 撤去した印刷物については、契約の相手方が廃棄物の処理及び清掃に関する法令を遵守し、廃棄を行うものとする。
- e) 契約の相手方は、看板等補修後、直ちに仮設物等の撤去を履行期限内に完了し、現場の清掃を確実に行う。

3.4 看板の材質及び寸法

看板の材質は、アルミ複合板とし、寸法については、調達要求指定書による。

3.5 募集用看板設置状況

設置状況は別図1のとおりとする。

3.6 印刷方法

印刷方法は、インクジェット出力印刷するものとする。

3.7 看板のデザイン

デザインについては、別図2のとおりとする。

3.8 デザイン等データの引渡方法等

- a) 別図2の画像データをメール等により契約の相手方に引渡すものとする。
- b) 官側から引渡されたデータについて、契約履行後、提供された原状のまま官側に返還するものとする。

3.9 履行期限

履行期限については、調達要領指定書による。

4 品質保証

4.1 仕上がり

看板については、キズ、けば、汚れ及び文字等のかすれがなく、風雨等による劣化を最小限に抑え、長期間の掲示に耐えうる良好な仕上がりとするものとする。

4.2 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4.3 提出書類

提出書類は、表による。

表一提出書類

番号	提出書類	部数	提出先	提出時期
1	役務完了報告書 a)	1	契約担当官	役務完了後、速やかに
2	作業工程表 b)	1		契約締結後7日以内
3	役務写真 c)	1		役務完了後、速やかに

注記	a) J I S規格A4版とする。 b) 様式は、任意のものとする。 c) 主要な実施段階の状況写真を撮影し提出する。(作業前・中・後)
----	--

5 その他

5.1 校正及び承認

契約の相手方は、この仕様書に基づいた看板の承認用見本を、実寸または、縮小にて作成し官側の承認を受けるものとする。

5.2 事故防止と補填

本役務の履行に当たっては、関係法令等を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すこと。また、役務履行中に第三者、作業員又はその他建築物もしくは公共物への損傷があった場合は、契約の相手方の責任において、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災地変等受注者の責に帰さない場合は、この限りではない。

5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。